

櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会を設置しました

櫻井健一議員の後援会事務所が所在する土地において、農地転用の許可を受けず農地のまま後援会事務所として利用をしている現状にあるとの内容で、土地登記事項証明書の写しを添えた令和7年9月8日付け差出人不明による投書が本市市長、議長及び櫻井繁行議員宛てに届きました。このことを受け、令和7年9月18日に全員協議会を開催し、議長より投書があったことと、議長の聞き取りでは櫻井健一議員は同法による手続きが完了していないことが確認されました。また、市では今後、農業委員会事務局においても速やかに行政指導していくとのことであり、櫻井健一議員本人からも、事実関係を確認するとともに、農業委員会事務局へ既に申請しており、改善に向けて引き続き協議・対応していくとの報告がありました。

以上の状況を踏まえ、櫻井健一議員並びに市農業委員会事務局のほか関係部署等から現状報告及び意見聴取に基づく調査を行い、かすみがうら市議会としても対処すべきとする議員発議第2号「櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会設置に関する決議」が、令和7年第3回定例会において櫻井繁行議員より提出され、採決の結果、賛成多数で可決となったことから、同委員会を設置することとなりました。

充分な調査を行うため、令和7年第3回定例会閉会後も委員会を継続してまいります。

議員発議第2号で行われた主な討論

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none">今回の件は、登記簿上では、畠であることが確認された後援会事務所や駐車場が農地法第5条で違反ではないかという内容であり、実際にこの住所に行ってみたところ、事務所や駐車場が確認できた。議員は公人であり、市民の負託を受けている。なぜ、そうであれば今まで是正をしなかったのかも含め、委員会を開き、これまでの経緯を調査する必要があると思う。	<ul style="list-style-type: none">行政と櫻井健一議員の間での問題として肅々と進めればいいのではないか。投函された怪文書は、櫻井健一議員に対する攻撃を目的にしているのではないか。こういうことが進めば、怪文書にそれなりの事実を添付してやれば、調査特別委員会となってしまうのではないか。今、取り立てて大きな問題として取り上げるものではない。お互いに協力、協働を強めていけばよい。インターネットにある後援会事務所の所在地は櫻井健一議員本人が設置した住所だと思われる。農業委員会の事務の徹底を図るかのような内容だが、意味のない委員会としか受け取ることができない。この案件が調査特別委員会にどうしても必要かどうか考えるべき。総務経済委員会に経過の報告をすることで、議会は把握をしていくことができる。そういう中で物事が肅々と解決されていくという道筋を歩むべきではないか。

総務経済委員会

○閉会中に行われた委員会

- 旧新治小学校の貸付けについて
- 水道事業広域連携への加入決定について



▲説明を受ける委員
(千代田庁舎委員会室)

文教厚生委員会

○閉会中に行われた委員会

- #### 令和7年8月19日開催の調査内容
- 令和7年分の申告相談会場について
 - かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 市立やまゆり保育所民営化に向けた進捗について



▲説明を受ける委員
(千代田庁舎委員会室)

○委員会付託案件の審査

令和7年9月2日の審査内容

- 請願第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための 政府予算に係る意見書採択を求める請願

全会一致で採択された上記の請願第1号に基づき、以下の要望事項を伴う意見書案が委員会発議第3号により提出され、全会一致で可決されたことから、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・文部科学大臣に意見書を提出しました。

意見書の要望事項（抜粋）

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。